記録外部監査結果に 建づく措置通知

(平成26年9月30日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の 通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年9月30日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu Citv Audit Secretariat

高松市監查事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松



087 - 839 - 2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

H26.9.30

1														_					120.9.30
	監査 年			平成23年度															
	監査ラ	テーマ	高	松	市	の	ラ	1	フ	1	ン	フ	ラ	ح	U	て	の	福	祉
	措置 通知 No.	区分 ※					項							報告書該当頁		所管	課等		措置 通知日
	No. 1	意見	さすまカ	きすまたの使用について(保育所) 健康福祉局 こども園										126.8.13					
	No.2	意見	来所者管	P286 こども 運営 R所者管理のルール化について(保育所) (2件										ſ	120.0,13				

	実施 度	平成24年度										
監査	テーマ	- <u>l</u> 0	松	市	の	関	連	諸	Ī	体		
措置 通知 No.	区分 ※			項				報告書該当頁	所管課等	措置 通知日		
No.3	指摘	支出手続を分掌すべきもの(新川吉田川沿岸排水対策促進期成会) P144 P255 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて(新川吉田川沿岸排水対策促進期成会) P144 P255										
No.4	意見											
No.5	意見	支出伺の標準様いて(新川吉田)承認を得る	ことにつ	P144 P255				
No.6	意見	預金からの支払 細表を保管する 会)						P144 P255		H26.9.10		
No.7	意見	振込を原則とす (新川吉田川沿			3. 1 - 1.101	けすることに	こついて	P144 P255				
No.8	意見	会員等が立替払 式を使用するこ						P145 P255	創造都市推進局 十 地 改 良 課			
No.9	意見	総会・理事会な 吉田川沿岸排水			録の作成と	:署名につい	て(新川	P147 P255	(12件)			
No.10	意見	財産目録、基本 成することにつ						P147 P255				
No.11	意見	監事監査のチェ について(新川					けること	P148 P255				
No.12	意見	監査報告の監事 定機関への確認						P148 P255				
No.13	意見		本の規定として処務規程を定めることについて(新川吉田川沿岸 R対策促進期成会) P148 P255									
No.14	意見	団体の廃止を含めた検討について(新川吉田川沿岸排水対策促進期 成会) P255										

※指摘 ・・・ 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 ・・・ 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

措置通知No. No.1

指摘	又は	意見						
監査テーマ	平成2	3年度	高松市のライフインフラとしての福祉					
区分	□指摘	■意見						
指摘・意見の項目	さすまたの使	さすまたの使用について(保育所)						
内容	る。これは、本	来は複数人で不習 り、置くのであれ	こ対する用具として、さすまたが常備されてい 審者などを傷つけることなく取り押さえることに nば、複数本を迅速に数名で共同使用できるよ					
報告書該当ページ	286ページ							
報告書へのリンク	http://www.city.t houkatsu23/ho22		jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/					

指摘又は意見に対する措置 措置通知日 平成26年8月13日 所管課等 健康福祉局 こども園運営課 措置結果 平成24年度から所長会にて、全保育所にさすまたを複数本使っての訓練を実施するよう通知し、各保育所で実施している。

指摘	又は	意見	
監査テーマ	平成2	3年度	高松市のライフインフラとしての福祉
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の 項目	来所者管理の	ルール化について	て(保育所)
内容	載し、施設への りする業者など に、配布先を記	出入りを管理しては、あらかじめ、 録した管理簿を	は入口で来所理由を確認した上で、住所氏名を記 ている。入所証を渡して入所させるが、常時出入 入所証を交付する園がある。この場合、番号順 常備するとともに、定期的にその所在を確認する 及いはルール化し、保育所で統一して実施する必
報告書該当ページ	286ページ		
報告書への リンク	http://www.city.t houkatsu23/ho22		jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/

指摘又は	意見に対する措置	
措置通知日	平成26年8月13日	
所管課等	健康福祉局 こども園運営課	
措置結果	平成24年度から毎年所長会にて、常時出入り所証を交付すること、来所者については入口で来名を来所者ノートに記載してもらい、施設への出通知し、各保育所で実施している。 また、定期的に入所証の所在を各保育所又はこ	所理由を確認した上で、住所氏 引入りを管理するよう全保育所に

措置通知No. No.3

指	摘	又 は	意	見						
監査テ	- - マ	平成	24年	度	高松市の関連諸団体					
X	分	■指摘	[□意見						
指摘・の項	意見	支出手続を	分掌す^	べきもの(新	所川吉田川沿岸排水対策促進期成会)					
内	心				ち、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入 る団体が極めて多い。					
報告書べる		144ページ 255ページ								
報告書り			http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf							

措置通知№. №.4

指摘	又は	意見	
監査テーマ	平成24	4年度	高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の 項目	事務処理と出線 (新川吉田川沿岸		と、預金通帳と印鑑を分離管理することについて 明成会)
内容	ましく、出納とい金通帳と印鑑の名	事務処理の業務を 分離管理は統制の	見点からは、事務処理と出納を分離することが望を分離して担当させることが望ましい。また、預の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担事務の改善が必要である。
報告書該当ページ	144ページ 255ページ		
報告書へのリンク	http://www.city.ta houkatsu24/ho220		jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/

指摘又は	意見に対する措置						
措置通知日	平成26年9月10日						
所管課等	創造都市推進局 土地改良課						
措置結果	平成25年度から、担当者が預金通帳を管理し、印鑑の管理者である課長が支 払承認時に押印することとし、出納事務を改善した。						

措置通知No. No.5

指	摘	又	は	意	見			
監査テ	- マ	平成24年度				高松市の関連諸団体		
区	以	□指摘 ■意見		■意見				
	意見目				作成し、5 選進期成会)	支出担当者以外の承認を得ることについて(新川		
内	UÀ	支出が		準様式	を作成し、	支出担当者以外の承認を得ることを原則とする		
報告書		144ページ 255ページ						
報告書			www.city.t u24/ho22			jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成26年9月10日	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課	
措置結果	平成25年度から支出伺様式を作成し、担当記	果長の承認を得ることに改めた。

措置通知No. No.6

指	摘	又は	意見	
監査テ	<u>-</u> − ▷	平成2	24年度	高松市の関連諸団体
×	分	□指摘 ■意見		
指摘・の項	意見			合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管 沿岸排水対策促進期成会)
内	公			払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は 細表を保管することで足りると思われる。
報告書		144ページ 255ページ		
報告書リン		http://www.city. houkatsu24/ho2		.ip/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 措置通知日 平成26年9月10日 所 管 課 等 創造都市推進局 土地改良課 措置 結 果 平成25年度から支出伺様式に支払明細を記載し保管することに改めた。

措置通知No. No.7

指摘	又は	意見					
監査テーマ	平成2	4年度	高松市の関連諸団体				
区分	□指摘	■意見					
指摘・意見の項目	振込を原則と 沿岸排水対策促		制度の導入を検討することについて(新川吉田川				
内容	イベント会場		込を原則とするなどのルール化が望ましい。 以外の場所で支払いが行われたりする場合には、 が望まれる。				
報告書該当ページ	144ページ 255ページ						
報告書へのリンク	http://www.city.thoukatsu24/ho22		ip/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/				

指摘又は意見に対する措置

		7
措置通知日	平成26年9月10日	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課	
措置結果	平成24年度に、事務局と役員で協議し、1件は、原則、振込払とするようルール化した。	10万円を超える支払いについて

指摘	又は	意見		
監査テーマ	平成24	4年度	高松市の関連諸団体	
区分	口指摘	■意見		
指摘・意見の項目			は、必要事項を記入の上、精算する様式を使用す 岸排水対策促進期成会)	
内容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。			
報告書該当ページ	145ページ 255ページ			
報告書へのリンク	http://www.city.ta houkatsu24/ho220		jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/	

指摘又は	意見に対する措置	
措置通知日	平成26年9月10日	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課	
措置結果	平成25年度から支出伺様式を作成し、担当わないことに改めた。	台課長の承認後支出し、立替払を行

指摘	又は	意見		
監査テーマ	平成2	4年度	高松市の関連諸団体	
区分	口指摘	■意見		
指摘・意見の 項目	総会・理事会 排水対策促進期		の議事録の作成と署名について(新川吉田川沿岸	
内 容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするために も、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を 選定して、署名を受けることを原則とするべきである。			
報告書該当ページ	147ページ 255ページ			
報告書へのリンク	http://www.city.t houkatsu24/ho22		jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/	

指摘又は	意見に対する措置	
措置通知日	平成26年9月10日	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課	
措置結果	総会・役員会の決定機関の議事録の署名につい 議事録を作成し、総会議長の署名を受けることに	

措置通知No.

No.10

指摘	又は	意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体		
区分	□指摘	■意見			
指摘・意見の項目		本情報の注記を持 吉田川沿岸排水が	- 掲載した計算書類を総会資料として作成すること 対策促進期成会)		
内 容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産 目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。 少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。				
報告書該当ページ	147ページ 255ページ				
報告書へのリンク					

指摘又は	意見に対する措置		
措置通知日	平成26年9月10	3	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課		
措置結果	財産は現金のみであり、収支記 平成25年7月24日開催の、新川 た。		

措置通知No. No.11

指摘	又 は	意 見			
監査テーマ	平成2	4年度	高松市の関連諸団体		
区分	□指摘	■意見			
指摘・意見の項目		ェックリストを付 岸排水対策促進期	作成し、必要事項の監査を受けることについて 期成会)		
内容	監事に実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示 し、必要事項の監査を受けることが望まれる。				
報告書該当ページ	148ページ 255ページ				
— —					

措置通知No. No.12

指摘	又は	意見				
監査テーマ	平成2	4年度	高松市の関連諸団体			
区分	口指摘	■意見				
指摘・意見の項目		監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について(新川吉田川沿岸排水対策促進期成会)				
内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名⑪等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。					
報告書該当ページ	148ページ 255ページ					
報告書へのリンク	http://www.city.t houkatsu24/ho22	ip/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/				

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成26年9月10日			
所管課等	創造都市推進局 土地改良課			
措置結果	監事及び会長の了承を得た上で、平成25年7月24日開催の、新川吉田川沿岸排水対策促進期成会総会から、監査報告の印影をコピーして配布することに改めた。			

指	摘	又	は	意	見			
監査テ	- マ	平成24年度			Ŧ Z	高松市の関連諸団体		
X	分	□指	 1		l意見			
指摘・の項	意見目	団体の 進期成会		して処	務規程を知	定めることについて(新川吉田川沿岸排水対策促		
内	容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体 事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと 齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。				てチェックリストを作成するとともに、これと齟		
報告書ペー		148/ 255/	-					
報告書リン			http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf					

指摘又は	意見に対する措置	
措置通知日	平成26年9月10日	
所管課等	創造都市推進局 土地改良課	
措置結果	平成26年7月24日開催の、平成26年度新 会総会において、同会処務規程を制定し、同日カ	

措置通知No.

No.14

指摘	又は	意見	
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	口指摘	■意見	
指摘・意見の 項目	団体の廃止を	含めた検討につい	いて(新川吉田川沿岸排水対策促進期成会)
内 容	団体の目的は狭い地域の水害対策に限定されており、その目的に対して補助金を出しているので、目的以外に使用することはできない。国会議員への陳情は、団体の目的に沿っている必要があり、陳情の内容、成果について記載される必要がある。また、ローテーションで三木町、高松市の職員等も同行しているが、執行状況が合理的に説明可能なように、団体の活動目的の必要性、目的に対する事業の妥当性について説明できる状況にする必要があり、団体の廃止を含めた、検討が望まれる。		
報告書該当ページ	255ページ		
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf		

指摘又は	意見に対する措置		
措置通知日	平成26年9月10日		
所管課等	創造都市推進局 土地改良課		
措置結果	包括外部監査後、課及び期成会内で検討した結果、今後、引き続き事業区域である上流域の河川改修により、排水不良地域の尚一層の解消に向け、積極的に取り組む必要があるという結論に達し、平成26年7月24日開催の新川吉田川沿岸排水対策促進期成会総会において、引き続き、当会を継続していくことに決定した。		